

回答書

(業務名称) 2024 年度青年研修「農業・農村開発 A」に係る研修業務委託契約(企画競争)

(公告/公示日: 2024 年6 月11 日/調達管理番号: 24c00285000000) に対し提出された質問書に関し、以下の通り回答します。

※質問2~4については、「研修委託契約における見積書作成マニュアル」に記載されておりますので以下のURLよりご参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P11	6. 研修構成・内容	昨年度は、富山県の農業団体として代表的な組織である土地改良区(水システム・農業用水に係る事項)や、生産販売システムに関する農業協同組合の役割等についての研修をプログラムに含めたが、今回の「想定される研修項目」には特設項目として想定されていないようにも思われるため(ただし、農業振興体制等の先進事例として広義にとらえれば農業関連施設と判断できるが)意見を伺いたい。 当法人の判断で前記の法人・施設などの視察をプログラムに組み込みが可能か、説明書を補足する形でJICAとしてのプログラムへの意見を事前に聴取は可能か。	研修コースの案件目標や単元目標を達成する上で必要だと判断された視察についてはプロポーザルに含めてください。なお、公募期間中に、JICAが個別の提案内容について事前に意見を申し上げることはありません。
2	P15	④講義テキスト	研修員に配布する印刷製本テキストを、関係先にも配布するための経費の請求に制約はあるか。	印刷にあたっては、必要最低限の分量としてください(必要に応じ、数量の妥当性を確認させていただく場合があります)。
3	P16	(3)④ 見学謝金	JICAの基準に基づく謝金等の規則を明示してほしい。	1見学先機関につき 10,000 円(税抜)を上限とします。
4			昨年度、タクシー利用の際に制約があった。利用基準の規則を明示してほしい。	借上げバスを利用するよりも、タクシーを利用の方が経済的かつ効率的に移動可能と判断される場合や以下のケースに該当する場合は、タクシー代を計上することも可能です。 (a) 研修先等が工場、研究所、営林所等で郊外、山林地帯に位置するために、鉄道、路線バス等(以下「公共交通機関」という。)の駅、停留所等が半径2km 以内でない場合、又は半径2km 以内であっても研修計画と運行時間が合わず、利用が不可能である場合。 (b) 突発的な計画変更があり、公共交通機関の利用では後続の日程に支障があると見込まれる場合。 (c) 研修員の傷病等の理由から必要であると判断される場合。